



2023年5月24日

各位

会社名 GFA株式会社

代表者名 代表取締役 片田 朋希

(スタンダード市場 コード番号: 8783)

問合せ先 執行役員 管理本部長 津田 由行
(TEL 03-6432-9140)

**第22回定時株主総会の開催および付議議案決定に関するお知らせ
(資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分、譲渡制限付株式報酬制度導入等)**

当社は、本日開催の取締役会において、臨時株主総会の開催日を下記のように決定し、「取締役7名選任の件」、「資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件」及び「譲渡制限付株式報酬制度導入の件」を2023年6月27日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせします。

記

1. 日程

定時株主総会開催日 2023年6月27日(火曜日)

2. 第22回定時株主総会付議議案

第1号議案

取締役7名選任の件

第2号議案

資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

第3号議案

譲渡制限付株式報酬制度導入の件

3. 取締役7名選任の件

(1) 取締役7名選任の理由

当社の取締役全員は、定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、2024年3月期における取締役7名の選任をお願いするものであります。

4. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

(1) 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の理由

繰越利益剰余金の欠損を補填し、当社の財務体質の健全化を図り、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するため、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行うものであります。

具体的には、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に切り替えることで、欠損補填を行うものであります。

なお、本議案は払戻を行わない無償減資であり、発行済株式総数を変更することなく、資本金及び資本準備金の額のみを減少いたしますので、株主の皆様様の保有株式数に影響を与えるものではありません。また、本議案は当社の純資産に変更を生じるものでもございません。

(2) 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

①2023年3月31日時点の資本金の額	2,058,533,960円
②減少する資本金の額	1,000,000,000円
③効力発生日の2023年8月1日時点の資本金の額	1,058,533,960円
④2023年3月31日時点の資本準備金の額	2,093,333,946円
⑤減少する資本準備金の額	1,000,000,000円
⑥効力発生日の2023年8月1日時点の資本準備金の額	1,093,333,946円
⑦資本金及び資本準備金の額の減少が生ずる日	2023年8月1日

なお、2023年4月1日から2023年8月1日の期間において、当社が発行している新株予約権が減資の効力発生日までに行使された場合は、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

(3) 剰余金の処分の内容

上記の資本金及び資本準備金の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えます。

①減少する剰余金の項目及びその額	その他資本剰余金	2,000,000,000円
②増加する剰余金の項目及びその額	繰越利益剰余金	2,000,000,000円
③剰余金の処分が生ずる日		2023年8月1日

5. 譲渡制限付株式報酬制度導入の件

当社の取締役の報酬等の額は、2006年6月28日開催の第5期定時株主総会において、年額80百万円以内とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るため、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および持続的な成長と中長期的な企業価値向上へのインセンティブを従来以上に高めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額100百万円以内（うち社外取締役分は50百万円以内）といたします。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は6名であり、第1号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役は7名（うち社外取締役は4名）となり、社内取締役3名に対して、年額50百万円以内、社外取締役4名に対して、年額50百万円以内といたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年1,000,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。

また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

6. 今後の見通し

本議案は、2023年6月27日開催予定の第22回定時株主総会において、承認可決されることを条件としております。

以 上